

生活習慣病検診等管理指導懇話会開催要綱

(目的)

第1 がん等の生活習慣病の動向を把握するとともに、市町で実施される健康診査の実施状況や検診実施機関の精度管理の状況について把握・評価し適切な指導を行うにあたり、有識者や関係団体等から専門的な見地に立った意見等を聴取するため、生活習慣病検診等管理指導懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2 次に掲げる事項について検討する。なお、検討のため必要に応じて、検診実施機関の協力を得て、実地調査を行うことができる。

- (1) 市町が実施した健康診査の効果、効率等を評価し、今後における検診の実施方法について検討する。
- (2) 検診実施機関における精度管理の状況評価を行い、今後における精度管理のあり方について検討する。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、がん検診事業の円滑な推進に必要な事項に関するここと。

(部会の開催)

第3 懇話会は、胃がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会、大腸がん部会の5部会（以下「部会」という。）を開催する。

2 懇話会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

第4 懇話会及び部会の開催に係る構成員の招集は、健康福祉部健康局疾病対策課長が行う。

- 2 構成員は、事故その他やむを得ない理由により懇話会及び部会に出席できないときは、あらかじめ健康福祉部健康局疾病対策課長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 懇話会及び部会の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- 4 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 健康福祉部健康局疾病対策課長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇話会及び部会の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 6 懇話会及び部会は、公開とする。ただし、懇話会及び部会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。

(謝金及び旅費)

第5 構成員（県の職員である構成員を除く）及び構成員の代理人が懇話会及び部会に出席したときは、謝金及び旅費を次のとおり支給する。

- (1) 謝金の支給については、別に定める。
- (2) 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、懇話会及び部会の開催に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2019（平成31）年1月10日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、2022年1月9日限り、その効力を失う。

生活習慣病検診等管理指導懇話会構成員名簿

1 胃がん部会（6名）

氏 名	職 名	備 考
青山 伸郎	青山内科クリニック	
逢坂 悟郎	丹波健康福祉事務所長	
河野 昭博	兵庫県放射線技師会	
熊谷 仁人	兵庫県健康財団保健検診センター所長	
坂本 泰三	兵庫県医師会理事	
三輪 洋人	兵庫医科大学病院内科学消化管科 主任教授	

2 子宮がん部会（6名）

氏 名	職 名	備 考
小笠原 利忠	特定医療法人誠仁会大久保病院 副院長	
川端 玲子	兵庫県予防医学協会保健環境センター細胞診検査科長	
大門 美智子	兵庫県医師会理事	
東田 太郎	市立加西病院 診療部長兼婦人科部長	
柳川 拓三	中播磨健康福祉事務所長	
山口 聰	兵庫県産科婦人科学会理事	

3 肺がん部会（6名）

氏 名	職 名	備 考
紙名 祝子	兵庫県健康財団保健検診センター保健指導課長	
後藤 吉弘	兵庫県放射線技師会副会長	
竹中 大祐	県立がんセンター放射線診断科科長	
野原 秀晃	宝塚健康福祉事務所長	
平林 弘久	兵庫県医師会理事	
村上 卓道	神戸大学大学院医学研究科内科系講座放射線医学分野教授、放射線科診療科長	

4 乳がん部会（6名）

氏 名	職 名	備 考
後藤 綾子	兵庫県放射線技師会	
高尾 信太郎	県立がんセンター乳腺外科診療科長・部長	
林田 博人	兵庫県医師会	
廣利 浩一	県立がんセンター乳腺外科部長	
村上 亜希	兵庫県予防医学協会健診センター健診運営部放射線科	
柳川 拓三	中播磨健康福祉事務所長	

5 大腸がん部会（5名）

氏 名	職 名	備 考
大田 博之	兵庫県医師会	
掛地 吉弘	神戸大学大学院医学研究科外科学講座食道胃腸外科 教授・診療科長	
真田 浩一	兵庫県臨床検査技師会 会長	
清水 昌好	龍野健康福祉事務所長	
東塚 伸一	兵庫県予防医学協会保健環境センター保健環境検査部	